保育所名	北九州市立 黒崎			保育所	施設長名		石本由紀恵	
所 在 地	〒806-0024 北九州市八幡西区南八千代町7番17号							
電話番号	093-631-0577			FAX番号	093-631-0577		認可年月	昭和23年7月
設置主体		北九	州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)			
建物構造	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造・ 木造・			· その他(		)	1階建(	階部分)
建物延床面積		667. 32m²						
利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	※利用児童数は R7年4月時点
2号定員					69人 (54人)		69人 (54人)	
3号定員	7人 (4人)		4人 3人 )				41人 (37人)	
開所時間	7:30	~	17:50 (延長19:00)	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00	
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)							

職員数 32人 内訳 : 施設長(1人) 保育士(28人) 調理員(委託業者3人) その他(1人)

### 【施設の目的及び運営の方針】

保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを 目的とします。

施設の目的

保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい 生活の場を提供するよう努めるものとします。

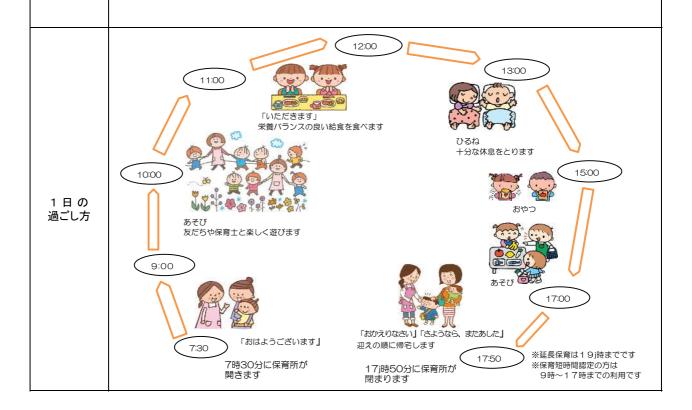
#### 運営の方針

#### 【保育の方針】

保育の方針

〇家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に 行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。

〇保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。



保育所名 北九州市立 黒崎保育所

年間行事 予 定	4月 進級式·入所説明会 親子遠足(保護者会総会)	10月 運動会 健康診断			
	5月 健康診断 シルエット劇場(5歳児)	11月 秋の遠足 生活発表会(O・1・2歳児)			
	6月 歯科検診(4-5歳児) プラネタリウム(5歳児)	12月 生活発表会(3·4·5歳児) クリスマス会			
	7月 プールびらき 保育参観週間 ・七夕集会・卒園児交流	1月 講演会・食育参観(試食会)			
	8月 夏祭り	2月 節分集会 行事は予定です。 変更になる場合がありまで	<i>-</i>		
	9月 お泊り保育(5歳児)	3月 ひなまつり・お別れパーティ 卒園式・修了式			

#### ≪延 長 保 育≫

通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。

## ≪障害児保育≫

障害児や集団生活が可能な医療的ケア児と健常児を一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。 ≪親子通園≫

#### 各種保育 事業の 実施状況

発達が気になるお子さんや育児に不安を持つ保護者の方などが親子で通園し、保育所での遊びや相談を通じて、子どもとのかかわり方や寄り添い方、子どもにとって最適と思われる通園先などを一緒に考えていきます。 ≪地域活動事業≫

地域の未就園児さんを招いて、遊びの提供を行います。

地域の方と一緒に活動したり、市民センターの行事に参加したりしています。

年長児を中心に小学校や近隣の保育所、保育園との交流を行っています。

#### 利用の開始 及び終了に 関する事項

- ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。
- ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼保育所等退所届出書)」を提出して ください。

# 尹快

- ●3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円)
  - → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。
    - ※ 口座振替(要申込)もしくは納付書によりお納めいただきます。
      - 月途中の退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合は還付を行います(日割り計算)。
- 実費に係る 利用者

  ■日本スポーツ振興センター共済対金(年間 250円)
  - → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。
- 負担金 ●保護者会費(月額 300円)
  - → プレゼント代、講師料などに使用するもの。
  - ●帽子代金(1,100円)
    - →児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。

# 【緊急時における対応方法】

- ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、 速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。
- ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、 発生防止のための対策を講じます。

#### そ の 他 特記事項

#### 【非常災害対策】

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を 定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。

## 【虐待の防止のための措置に関する事項】

入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。